

首都圏県産品販売コーナー設置・運営事業委託業務に関する質問及び回答

(令和4年3月8日現在)

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 3 (1) ④	岐阜県から参加希望事業者を斡旋してもらえるのか。	県から特定の事業者を斡旋することはありません。 今回は、商品の選定方法も含め提案(募集要項P9「プロポーザル評価基準及び任意様式「(略)企画提案書」を参照)いただくこととしておりますが、仮に参加事業者を公募するご提案があった場合は、県HPにおいても広く参加募集を行う場合があります。
2	仕様書 3 (1) ⑧	手数料とは、1~4会期にかかる Suica 等の IC カード、電子マネー等 JR 東日本クロスステーションが受け取る手数料を指すのか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書 3 (2) ③売上金管理業務 他	受託事業者が徴収する出展事業者売上に係る業務手数料(販売利益)は運営費等に充当してよいか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書 3 (2) ③売上金管理業務 他	出展事業者売上に係る業務手数料(販売利益)の内、岐阜県に収める手数料はあるか。	県に納めていただく手数料等はございません。
5	仕様書 5 (3)	アンケート内容によっては経費が発生するケースもある。アンケートの想定内容か過去に実施したアンケート実績等を共有してほしい。	同様の事業では、以下の様な内容でアンケートを行っております(それぞれ4~5段階評価とその理由を回答)。 <ul style="list-style-type: none"> ・立地について ・商品を置いてみたいエリアや店舗 ・取扱商品、売上げに関する満足度 ・参加理由 ・受託事業者について ・県に期待する施策 ・その他自由記述 ほか